

西条市債権管理計画 (令和4年度～令和6年度)

令和4年9月策定
令和6年8月一部修正

徴収課

1 策定の目的

この計画は、全庁を挙げて債権管理の適正化を図り、市民負担の公平性及び行財政の健全性を確保することを目的とする。

債権を保有する各所管課においては、西条市債権管理条例に基づいた適切な債権管理を行うとともに、本計画における設定目標の達成に向けて各種取組を実施することとする。

2 計画期間

令和4年度から令和6年度までの3か年

3 現状 ※収入未済額が昨年度より増大した債権は網掛けしている。

令和5年度決算において、本市の収入未済額の合計は約7億3千万円であり、前年度に比べて約2千万円程度の減少となっている。収入未済額は減少傾向にあり、債権管理対策室（現在の徴収課債権管理係）が設置される前年度（平成27年度）と比較し、約8億円減少している。

○ 債権の性質別

単位：円

債権名	収入未済額の内訳			R4とR5の比較
	R 3 年度分	R 4 年度分	R 5 年度分	
強制徴収公債権	733,309,443	686,556,735	662,327,954	△ 24,228,781
非強制徴収公債権	4,100,849	4,532,187	4,877,911	345,724
私債権	90,091,624	68,410,056	65,318,130	△ 3,091,926
合 計	827,501,916	759,498,978	732,523,995	△ 26,974,983

○ 強制徴収公債権

単位：円

債権名	収入未済額の内訳			R4とR5の比較
	R 3 年度分	R 4 年度分	R 5 年度分	
個人市民税	65,441,998	62,669,535	58,748,178	△ 3,921,357
法人市民税	3,958,862	3,996,428	3,772,381	△ 224,047
固定資産税	231,064,474	225,648,049	225,041,613	△ 606,436
軽自動車税	15,773,500	14,848,211	13,882,082	△ 966,129
国民健康保険税	202,664,184	184,852,744	178,655,807	△ 6,196,937
生活保護法第63条による返還金、同法第78条による徴収金※1	16,110,478	15,163,772	11,486,985	△ 3,676,787
介護保険料	17,546,412	16,374,377	13,937,105	△ 2,437,272
介護給付費・訓練等給付費返還金	18,691,616	12,261,616	10,701,616	△ 1,560,000
後期高齢者医療保険料	4,184,576	4,532,461	4,254,514	△ 277,947
保育所保育料	3,506,081	1,291,372	1,138,830	△ 152,542
下水道分担金・負担金	2,341,900	1,365,700	701,000	△ 664,700
下水道使用料	152,025,362	143,552,470	140,007,843	△ 3,544,627
合 計	733,309,443	686,556,735	662,327,954	△ 24,228,781

※1 H30.10.1以降発生した第63条返還金、H26.7.1以降発生した第78条徴収金は強制徴収公債権である。

○ 非強制徴収公債権

単位：円

債権名	収入未済額の内訳			R4とR5の比較
	R 3 年度分	R 4 年度分	R 5 年度分	
生活保護法第63条による返還金、同法第78条による徴収金※2	2,151,752	2,141,752	2,121,752	△ 20,000
療養給付費返納金等	493,339	439,377	814,781	375,404
コミュニティプラント事業使用料※平成28年度発生分から下水道使用料に移行	43,440	4,340	4,340	0
農業集落排水事業使用料	107,550	18,260	18,260	0
市営住宅等使用料(H17～27分)	1,228,168	1,118,468	1,018,668	△ 99,800
児童扶養手当返納金	0	797,830	677,830	△ 120,000
その他	76,600	12,160	222,280	210,120
合 計	4,100,849	4,532,187	4,877,911	345,724

※2 H30.9.30以前に発生した第63条返還金、H26.6.30以前に発生した第78条徴収金は非強制徴収公債権である。

○ 私債権

単位：円

債権名	収入未済額の内訳			R4とR5の比較
	R 3 年度分	R 4 年度分	R 5 年度分	
災害援護資金貸付金回収金	4,190,000	4,106,000	4,017,000	△ 89,000
第三者納付金等	1,284,083	1,141,627	1,014,730	△ 126,897
放課後児童健全育成事業費徴収金	644,650	602,400	219,000	△ 383,400
住宅新築資金等貸付金回収金	50,163,637	26,861,899	23,042,039	△ 3,819,860
水道料金	7,001,740	8,004,877	8,406,766	401,889
市営住宅等使用料(H16以前+H28～)	22,810,354	23,096,519	23,973,821	877,302
損害賠償金(住宅係)	0	602,574	542,574	△ 60,000
高校奨学金貸付金回収金	247,000	325,000	464,000	139,000
大学奨学金貸付金回収金	2,582,000	2,305,000	2,932,500	627,500
特別復興資金貸付金回収金	624,000	589,000	230,000	△ 359,000
その他	544,160	775,160	475,700	△ 299,460
合 計	90,091,624	68,410,056	65,318,130	△ 3,091,926

4 債権管理における基本的な考え方と具体的な取組

(1) 債権の適切な管理

本市は、債権の発生から消滅に至るまでの全段階において、法令に基づく適切な債権管理を徹底することを基本姿勢とする。また滞納が長期高額になるほど回収は困難となり、管理コストも増大することから、滞納の予防および滞納発生時の早期対応を強化していく。

ア. 回収を意識した管理体制の構築

滞納が発生しにくく、滞納発生時に適切な対応ができる体制を構築するため、制度や組織体制を適時見直す。

イ. 納期内納付の推進

納期は守るものという意識付けを内外に徹底する。口座振替納付およびコンビニ・スマホ収納（令和2年4月導入）の利用を推進する。

ウ. 督促、催告

滞納発生時は、法令に基づき遅滞なく督促状を送達する。督促後も滞納が続く場合は適切に催告を行う。

エ. 時効の管理

時効期限を把握し、必要に応じて時効の更新措置を講じ、債権保全に努める。

オ. 各種調査の実施

各債権が持つ権限にもとづき、滞納者の保有財産等の各種調査を実施する。

カ. 法的措置の実施

必要に応じて、差押えや訴訟の提起など法的措置を実施する。

キ. 回収見込みがない債権の整理

適正な徴収努力を行ったにもかかわらず回収が見込めない債権については、執行停止、徴収停止、債権放棄等を実施した上で、適切に不納欠損処理する。

(2) 全庁が一体となった取組の推進

歳入は自治体財政の根幹を支えるものであり、管理責任を持つ各債権所管課は、常に適正に債権を管理できる体制を整備し、全庁として、統一的かつ適正な債権管理を実施する。

徴収課債権管理係は、複雑な滞納処分や強制執行等の専門知識が必要とされる事案、複数の債権にまたがる滞納事案など、債権所管課が単独で対応することが困難な状況等において、随時指導や助言を行うとともに、移管を受けて滞納債権の整理を行い、連携して滞納事案への対処を行う。

また、移管案件の対応等を通じて得た情報を債権所管課に還元すること、研修会を実施すること等により、全庁的に職員の対応力向上を図っていく。

5 徴収率の実績と目標

※令和5年度決算における収入未済額が50万円以上の債権を掲載している。

※令和5年度実績徴収率に目標未達成が有る場合、当該目標、実績および次年度以後の目標に網掛けしている。

【強制徴収公債権】

単位：％

所管部署	債権名		実績								目標	実績	目標
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R4～6年度	
徴収課	個人市民税	現年度	98.93	99.19	99.08	99.13	99.29	99.42	99.47	99.47	99.15	99.49	99.15
		過年度	34.36	33.39	34.74	36.49	44.45	40.58	39.64	38.60	37.00	38.71	37.00
		全体	95.11	96.15	96.73	97.25	97.90	98.27	98.48	98.63	97.50	98.72	97.50
	法人市民税	現年度	99.85	99.88	99.98	99.92	99.86	99.41	99.94	99.98	99.95	99.97	99.95
		過年度	31.25	26.49	24.90	36.08	30.39	19.84	67.49	10.70	37.00	13.58	37.00
		全体	99.38	99.33	99.55	99.59	99.64	99.10	99.72	99.71	99.70	99.72	99.70
	固定資産税	現年度	98.67	98.98	99.06	99.25	99.39	99.04	99.45	99.54	99.25	99.55	99.25
		過年度	21.68	25.79	25.56	23.16	22.67	18.85	26.55	14.84	25.85	12.13	25.85
		全体	94.89	95.40	95.92	96.36	97.08	96.90	97.21	97.33	96.90	97.37	96.90
	軽自動車税	現年度	97.84	97.38	97.68	97.91	98.25	98.63	98.81	98.92	97.95	99.05	97.95
		過年度	28.78	30.67	32.12	31.03	35.70	32.80	28.87	26.98	31.50	27.09	31.50
		全体	92.96	93.81	94.11	94.32	95.11	95.68	96.09	96.37	94.40	96.69	94.40
国民健康保険税	現年度	93.15	93.67	94.59	95.12	95.82	96.50	96.58	96.95	95.15	96.62	95.15	
	過年度	30.33	31.68	34.00	34.55	39.22	39.21	35.14	32.68	34.80	33.73	34.80	
	全体	82.00	82.83	84.62	86.10	88.29	90.01	90.67	91.03	87.10	91.28	87.10	
地域福祉課	介護給付費・訓練等給付費返還金	現年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		過年度	3.27	3.38	2.49	1.52	3.64	3.78	5.83	34.40	12.72	12.72	14.57
		全体	3.27	3.38	2.49	1.52	3.64	3.78	5.83	34.40	12.72	12.72	14.57
生活福祉課	生活保護法第63条による返還金、78条による徴収金（強制徴収公債権分）	現年度	67.02	61.40	60.28	91.66	83.98	72.60	89.79	90.30	90.00	97.01	90.00
		過年度	0.63	4.70	5.98	9.22	16.34	14.17	17.25	11.68	10.00	12.85	10.00
		全体	27.37	19.80	24.64	55.68	47.25	60.92	62.91	49.32	40.00	60.13	40.00
介護保険課	介護保険料	現年度	98.96	99.03	99.17	99.31	99.39	99.60	99.57	99.58	99.60	99.61	99.60
		過年度	59.54	37.79	44.34	42.76	35.70	33.30	47.69	51.21	40.00	49.43	40.00
		全体	98.13	98.14	98.42	98.67	98.73	98.70	99.07	99.21	98.80	99.25	98.80
国保医療課	後期高齢者医療保険料	現年度	99.62	99.63	99.58	99.69	99.64	99.72	99.67	99.68	99.66	99.75	99.66
		過年度	65.37	52.94	69.58	67.98	58.97	83.13	76.46	69.96	60.11	61.88	60.11
		全体	99.38	99.37	99.40	99.52	99.46	99.64	99.59	99.57	99.45	99.60	99.45
保育・幼稚園課	保育所保育料	現年度	98.87	98.88	98.45	98.35	98.60	99.42	99.63	99.74	99.00	99.51	99.00
		過年度	40.84	42.90	41.75	45.31	37.92	51.30	66.65	75.11	46.00	69.95	46.00
		全体	97.74	97.69	97.18	96.80	95.92	95.68	98.23	99.33	97.50	99.33	97.50
下水道業務課	下水道分担金・負担金	現年度	98.40	96.78	98.16	98.75	97.37	97.27	96.81	98.07	97.00	98.44	97.00
		過年度	25.69	85.74	19.82	25.25	40.77	53.77	39.87	54.30	40.00	70.93	40.00
		全体	92.92	91.46	90.21	93.42	95.08	94.67	93.62	94.47	94.00	96.64	94.00
	下水道使用料	現年度	97.06	97.30	97.15	97.41	81.67	82.74	82.16	82.83	82.00	82.89	82.00
		過年度	21.91	29.97	22.38	27.76	26.25	78.16	77.51	80.46	75.00	83.64	75.00
		全体	89.58	90.47	90.94	91.61	77.50	81.89	81.33	82.40	81.00	83.02	81.00

※生活福祉課「生活保護法第63条による返還金、78条による徴収金」は、「H30.9.30以前に発生した第63条返還金、H26.6.30以前に発生した第78条徴収金」を非強制徴収公債権に、「H30.10.1以降発生した第63条返還金、H26.7.1以降発生した第78条徴収金」は強制徴収公債権に分類し、R2年度決算分より分けて記載し、R1年度までの実績徴収率は強制・非強制の合計を表示している。

【非強制徴収公債権】

単位：％

所管部署	債権名		実績								目標	実績	目標	
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R4～6年度		
生活福祉課	生活保護法第63条による返還金、78条による徴収金（非強制徴収公債権分）	現年度	67.02	61.40	60.28	91.66	83.98	35.36	100.00	100.00	90.00	100.00	90.00	
		過年度	0.63	4.70	5.98	9.22	16.34	12.53	18.11	0.46	1.00	0.93	1.00	
		全体	27.37	19.80	24.64	55.68	47.25	14.43	26.48	1.46	3.00	84.67	3.00	
国保医療課	国民健康保険一般被保険者療養給付費返納金	現年度	87.24	70.93	92.39	91.35	83.36	93.77	93.77	95.82	97.50	68.30	96.00	
		過年度	14.05	6.10	0.92	1.72	0.00	7.34	7.34	2.64	5.00	0.00	9.43	
		全体	82.55	64.61	73.42	69.52	46.84	46.76	46.76	76.14	73.00	56.40	63.92	
施設管理課	市営住宅等使用料（H17年度からH27年度分は非強制徴収公債権）	現年度	97.09	96.76	97.56	97.38	97.34	96.98	96.89	96.89	98.00	96.67	98.00	
		過年度	12.50	20.93	25.54	23.67	22.97	18.41	22.89	23.57	24.50	25.32	24.50	
		全体	74.75	82.85	88.51	88.90	89.15	89.09	89.25	89.79	89.50	89.55	89.50	
子育て支援課	児童扶養手当返納金	現年度	-	-	-	-	-	-	-	-	74.43	-	-	
		過年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15.04	15.04	17.70
		全体	-	-	-	-	-	-	-	-	74.43	15.04	15.04	17.70

【私債権】

単位：％

所管部署	債権名		実績								目標	実績	目標
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R4～6年度	
生活福祉課	災害援護資金貸付金回収金	現年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		過年度	1.74	6.96	7.31	3.85	1.25	1.40	16.00	2.00	2.00	2.17	2.09
		全体	1.74	6.96	7.31	3.85	1.25	1.40	16.00	2.00	2.00	2.00	2.09
人権擁護課	住宅新築資金等貸付金回収金	現年度	94.68	100.00	100.00	100.00	-	-	-	-	-	-	-
		過年度	5.34	4.29	1.33	1.27	0.58	2.10	0.79	1.02	1.00	0.98	0.98
		全体	5.82	4.80	1.88	1.83	0.58	2.10	0.79	1.02	1.00	0.98	0.98
水道業務課	水道料金	現年度	99.29	99.34	99.30	99.30	99.37	99.38	99.52	99.46	99.42	99.42	99.42
		過年度	23.28	20.11	23.81	36.12	40.03	40.86	58.51	59.26	37.65	61.32	37.65
		全体	96.55	96.82	97.25	97.89	98.35	98.45	99.11	99.17	98.25	99.10	98.25
施設管理課	市営住宅等使用料 ※平成16年度以前とH28年度以降は私債権	現年度	97.09	96.76	97.56	97.38	97.34	96.98	96.89	96.89	98.00	96.67	98.00
		過年度	12.50	20.93	25.54	23.67	22.97	18.41	22.89	23.57	24.50	25.32	24.50
		全体	74.75	82.85	88.51	88.90	89.15	89.09	89.25	89.79	89.50	89.55	89.50
施設管理課 (住宅係)	損害賠償金	現年度	-	-	-	-	-	-	-	4.74	-	-	-
		過年度	-	-	-	-	-	-	-	-	25.29	9.95	22.12
		全体	-	-	-	-	-	-	-	4.74	25.29	9.95	22.12
学校教育課	大学奨学金貸付金回収金	現年度	94.48	95.66	97.27	92.50	80.00	85.00	83.65	87.62	80.00	88.16	80.00
		過年度	11.37	15.97	100.00	100.00	0.00	1.90	0.96	24.82	20.00	4.01	20.00
		全体	74.98	73.26	97.53	96.25	40.00	43.45	50.46	54.15	50.00	52.28	50.00

※右端の目標徴収率は、令和6年度までに達成すべき徴収率とし、収納実績等の状況を反映して毎年見直しを行う。

6 目標達成のための取組（令和5年度決算における収入未済額が50万円以上の債権を掲載）

【強制徴収公債権】

所管部署	債権名	所管課の取組目標
徴収課	個人市民税 法人市民税 固定資産税 軽自動車税 国民健康保険税	<ul style="list-style-type: none"> ●催告と共に、滞納処分を並行的に進めることで納税者の自発的な納税の実現を図る。 ●現年度のみ滞納者にも差押えを実施する。 ●相続放棄案件には、迅速に執行停止を実施する。 ●不動産公売を実施する。 ●廃車手続が無い案件には、課税課への相談を促す。
地域福祉課	介護給付費・訓練等給付費返還金	<ul style="list-style-type: none"> ●返済計画に沿った徴収を実施する。
生活福祉課	生活保護法第63条による返還金、78条による徴収金（一部非強制徴収公債権含む）	<ul style="list-style-type: none"> ●滞納処分検討のため資力調査を徹底し、費消済により一括納入が困難な者について、保護費との相殺が可能な場合は原則相殺を実施する。 ●保護のしおりに用いて、生活保護制度上の権利義務を説明し、収納率向上及び収入申告漏れによる債権発生未然防止を図る。 ●財産管理能力が不十分で、支援者不在の場合は後見等開始の市長申立てを要請する。
介護保険課	介護保険料	<ul style="list-style-type: none"> ●債権管理通信や研修等から徴収職員証を持つ職員が差押に関する正しい知識を身につける。 ●滞納状況によって差押承諾書の記入を促す。
国保医療課	後期高齢者医療保険料	<ul style="list-style-type: none"> ●各種手続きでの来庁時には納付状況の確認を行い、現年度分も含めて催告する。 ●滞納繰越を減少させるため、滞納者には短期証の交付を原則とする。 ●過年度徴収率を前年度よりも上昇させる。 ●分納誓約が履行されない場合、徴収課と情報共有して、財産調査（目標50件）、差押（目標3件）等を迅速に行い適切な債権回収を行う。 ●死亡者の戸籍調査を行い、相続人への請求を行う。 ●資力が無い等で徴収が不可能の事案は執行停止を行う。 ●分納相談について、完納に程遠い金額での誓約書を受け付けない。 ●時効の更新事由があった場合には、システム上で事務従事者が把握できるように統一した入力規則を設ける。 ●広域連合から提供される高額療養費支給情報をもとに、支給金額と未納額とを勘案し、費用対効果により、受領委任状を積極的にとり、円滑かつ確実な債権の回収を行う。
保育・幼稚園課	保育所保育料	<ul style="list-style-type: none"> ●令和6年5月時点の滞納者は20名であり、そのほとんどを令和5年度分の債権が占めている。早急に各種対応を実施する。 ●執行停止すべきケースを適切に判断し不納欠損に繋げ、滞納繰越の減少に繋げる。
下水道業務課	下水道分担金・負担金 下水道使用料	<p>（分担金・負担金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●滞納者に対し財産調査を実施する。 ●財産調査の結果、差押等の滞納処分を行う。 <p>（使用料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●財産調査を500件実施する。 ●差押を60件実施する。 ●執行停止処分を100件実施する。 ●移管予告を500件送付する。 ●6月、12月を徴収強化月間とし、催告書及び納付書を発送する。

【非強制徴収公債権】

所管部署	債権名	所管課の取組内容
生活福祉課	生活保護法第63条による返還金、78条による徴収金 (一部強制徴収公債権含む)	<ul style="list-style-type: none"> ●チェック体制の強化により、保護費の算定誤りによる債権発生を防止する。 ●保護のしおりに用いて、生活保護制度上の権利義務を説明し、収納率向上を図る。 ●財産管理能力が不十分で、支援者不在の場合は後見等開始の市長申立てを要請する。
国保医療課	国民健康保険一般被保険者療養給付費返納金	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、催告状の定期発送を実施し、受診後2年以内の場合は必ず「保険者間調整」の案内を同封し、当年度及び過年度の返納金徴収率の向上を目指す。
施設管理課	市営住宅等使用料 ※平成16年度以前、及び平成28年度以降分は私債権	<ul style="list-style-type: none"> ●分納が継続している案件については引き続き納付勧奨をし、徴収が困難な案件については名義人や連帯保証人の支払い能力を見定めたくえで徴収停止を検討する。
子育て支援課	児童扶養手当返納金	<ul style="list-style-type: none"> ●来庁時や通知の送付に合わせて、支給要件について説明し受給者へ理解を促し、要件の非該当が見込まれる場合は早めの相談を依頼する。

【私債権】

所管部署	債権名	所管課の取組内容
生活福祉課	災害援護資金貸付金回収金	<ul style="list-style-type: none"> ●任意による申告などを通して財産調査や現地調査等を行い、法的措置を検討し、金銭的余裕がなく支払いが滞っている者に対しては、必要に応じて時効の援用、徴収停止、債権放棄について取り組む。
人権擁護課	住宅新築資金等貸付金回収金	<ul style="list-style-type: none"> ●債務者の確定、連帯保証人及び相続人への納付状況の連絡並びに納付の働きかけを行う。 ●戸別訪問を実施する。 ●住宅新築資金等貸付助成事業費補助金の活用を図るため、長年償還困難となっている債務者との接触に努める。 ●債権放棄を実施する。
水道業務課	水道料金	<ul style="list-style-type: none"> ●今後も適正な給水停止措置を行っていく。 ●不良債権の適正な放棄を行っていく。
施設管理課	市営住宅等使用料 ※平成17～27年度分は非強制徴収公債権	<ul style="list-style-type: none"> ●名義人死亡の場合は、必要に応じて戸籍調査等を行い、相続人による退去手続きを完了させるとともに、滞納している家賃について、相続人、連帯保証人へ納付指導を行い、滞納整理を進める。 ●名義人への臨戸訪問は必要に応じて継続するが、連帯保証人とも積極的に連絡を取ることにより、債務者間で連帯して自ら滞納の解消に向けた行動を行うよう交渉を行う。 ●R5年度は明渡訴訟手続きの準備をしていたが、完納や分割による納付が開始されたため、実施には至らなかった。今年度も納付状況を注視し、滞納解消に至らないと判断した場合、明渡訴訟に向けた取組みを実施する。
施設管理課	損害賠償金 (住宅係)	<ul style="list-style-type: none"> ●就労状況、生活状況を把握し、分納を確実に履行させるため連絡を途絶えさせないようにする。

<p>学校教育課</p>	<p>大学奨学金貸付 金回収金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●催告状の定期的な（6ヵ月毎）送付を実施する。 ●滞納者に対して、電話催告、訪問徴収を行う。 ●契約等による独自対策として、催告に対する反応が無い債権者に対して連帯保証人への催告を行う。 ●滞納者に対する実務を行いながら、令和4年度中に作成した滞納期間に応じたワークフローに従い、粛々と滞納整理を行う。
--------------	-------------------------	--